

## 1. 刑法 39 条、医療観察法に対する基本的立場

- ①刑法 39 条により不起訴となった事件の被害者は、本来「犯罪被害者等基本法」に定められた法的支援の適用対象であることの確認。
- ②刑法 39 条、医療観察法は「加害者の処遇」について定めた法令で、「被害者の支援」は犯罪被害者等基本法を根拠として、被害に相応しい尊厳と人権回復のための法的支援・救済が図られるべきである。
- ③当会は刑法 39 条の是非について論じておらず、医療観察法についても制度の必要性を評価しており、被害者参加等の一部運用改善を要望している。
- ④本件は「医療審判結果通知書」（平成 26 年 8 月 6 日）により「刑法 199 条 殺人」として犯罪認定されており、加害者の医療観察処遇移行に拘わらず国による被害者に対する法的救済を図るべきである。

## 2. 刑法 39 条による不起訴事件被害者の法的支援に関する具体的な要望

### (1) 医療観察法における被害者支援の要望事項

「医療観察法」は、基本的に医療対象者の治療・社会復帰を目的とするもので、被害者支援に関する規定は医療審判の傍聴（第 47 条）及び決定の通知（48 条）等に於いても限定的であり、被害者の尊厳・権利を保障するためには法改正・運用改善・業務指示等の具体的な措置が必要である。

- ① 裁判官は、医療（当初）審判において法定外で被害者の心情意見を聴取し、審判決定の参考にすることができる。（第 31 条の補足改正）
- ② 被害者等が求めた場合は処遇事件の記録又は証拠物の閲覧又は謄写をすることができる。（第 32 条の改正）
- ③ 裁判所は被害者から申し出があったときは、審判を傍聴することを許す。（第 47 条の改正）
- ④ 裁判所は、審判の決定について被害者からの申し出に対し、以下について通知する。（第 48 条運用改善）
  - (イ)対象者の氏名及び住居
  - (ロ)決定年月日、主文及び理由の要旨
- ⑤ 対象者の社会復帰が促進されると見込まれる場合、対象者の個人情報に留意しつつ、必要に応じ一定の範囲で被害者等に対し情報提供を配慮する。（地域処遇ガイドライン運用改善）

(2) 「犯罪被害者等基本法」の適用についての具体的な措置

「犯罪被害者等基本法」は「医療観察法」の上位法として優先することから、以下施策について具体的な措置を講ずること。

- ① 相談及び情報の提供（第 11 条）
- ② 損害賠償請求の援助（第 12 条）
- ③ 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第 15 条）
- ④ 刑事手続き参加に関する制度の整備（第 18 条）
- ⑤ 保護・捜査・公判等の過程における配慮（第 19 条）
- ⑥ 国民理解促進、調査研究推進、民間団体援助等

(3) 更生保護における犯罪被害者等の支援制度の準用

刑務所服役または少年院保護観察処遇において保護観察所を通じて被害者等を支援する更生保護制度を刑法 39 条不起訴事件の被害者に準用する。

①意見等聴取制度

加害者の仮釈放・仮退院について地方更生委員会に意見を述べるができる。審理の結果については被害者通知制度によって知ることができる。

②心情等伝達制度

保護観察中の加害者に、被害者の心情を伝えることができる。保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、加害者に伝えることもできる。これによって、被害者の実情等を直視させ反省や悔悟の機会を与える。

③被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況などを知ることができる。地方更生委員会は、犯罪被害者等の申し出によって仮釈放・仮退院の審理結果について通知する。

④相談・支援制度

被害者等の不安や悩み事について、保護観察所の専任の被害者支援担当官が聴取し、必要に応じて関係制度の説明や関係機関の紹介などを行う。